

DV被害にあったり、被害者を発見したら？

「これはDVかな?」、「DV被害から逃れたい!」と思ったら、すぐに関係機関へご相談ください。

相談名・内容	相談窓口（実施機関）	電話番号	受付時間	
DV相談	中央配偶者暴力相談支援センター		月～金 （祝日、年末年始を除く）	8:30～17:15
	山形県福祉相談センター(女性相談センター)	023-627-1196		
	地域配偶者暴力相談支援センター			
	山形県村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212		
	山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274		
	山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課	0238-26-6027		
	山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759		
DV相談	市町村担当課(福祉課等)	各担当窓口へお問い合わせください。		
子ども女性電話相談	山形県福祉相談センター	023-642-2340	毎日(年末年始を除く)	8:30～22:00
女性の人権ホットライン	山形地方方法務局人権擁護課	0570-070-810	月～金(祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15
女性の悩み等相談	山形県男女共同参画センター・チェリア	023-629-8007	月～木、土 金・日・祝日 (第1・3・5月曜日、第3 日曜日、年末年始を除く)	9:00～17:00 13:00～17:00
男性ほっとライン		023-646-1181	第1・2・3水曜日 (年末年始を除く)	19:00～21:00
警察安全相談	山形県警察本部	#9110または 023-642-9110	毎日	24時間
性暴力被害者 電話相談	べにサポやまがた (やまがた性暴力被害者サポートセンター)	#8891または 023-665-0500	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～21:00
法テラス犯罪 被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター	0570-079714	月～金 土 (祝日、年末年始を除く)	9:00～21:00 9:00～17:00
DV被害者 電話相談	特定非営利活動法人サポート唯	090-2366-8467	毎日	24時間
	よりそいホットライン (（一社）社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	毎日	24時間

DV相談ナビ（内閣府男女共同参画局）

は れ れ ば
#8008

24時間
受付

お近くの相談窓口（本県は「山形県女性相談センター」）
につながります。

DV相談+（プラス）（内閣府男女共同参画局）

☎ 電 話 24時間受付 0120-279-889
✉ メール 24時間受付 soudanplus.jp
💬 チャット相談 12:00～22:00受付



▲メール



▲チャット

新型コロナウイルス拡大を受けて、令和2年4月～臨時的に実施されています。

～「第4次山形県DV被害者支援基本計画」の内容をもっと詳しくお知りになりたい方へ～

◇「第4次山形県DV被害者支援基本計画」の全文は、県のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

県ホームページ

第4次山形県DV被害者支援基本計画

検索

◇「第4次山形県DV被害者支援基本計画」に関する**出前講座**を実施しております。DVに関する研修会や勉強会を開催するときに御活用ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

山形県子育て若者応援部子ども家庭課 家庭福祉担当 〒990-8750 山形市松波二丁目8番1号
TEL:023-630-2267 FAX:023-632-8238 E-mail:ykodomokatei@pref.yamagata.jp



第4次山形県DV被害者 支援基本計画

計画期間：2021年度～2025年度

概要版

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。決して暴力は許されるものではなく、その深刻な事態や被害者が持つ恐怖、不安を被害者の立場に立って理解、支援することが重要です。

山形県では、DVを許さない社会づくりを進めるとともに、DV被害者の相談、保護、自立の支援を更に推進するため、新たに「第4次山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

基本目標

「男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現」

女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、お互いを一人の人間として尊重し、他人を思いやることのできる社会の形成に向け取組みを進めます。

「予防」から「自立」まできめ細かな対応

県民全体でDVが重大な人権侵害であることを理解し、「**予防**」することが大切です。また、家庭内で行われ、潜在化・深刻化しやすいため、DV被害にあった場合に被害者がためらわず「**相談**」したり、関係者が「**発見**」できる環境の整備も大切です。さらに、被害者と子どもを迅速かつ安全に「**保護**」すること、そして、被害者が精神的かつ経済的に「**自立**」することができるよう「**支援**」するとともに、被害者の「**子どもを守る**」体制を強化することが極めて重要です。

「予防」から「自立」まで、行政や関係機関が「**連携**」して、被害者の立場に立った、切れ目のない支援を推進します。



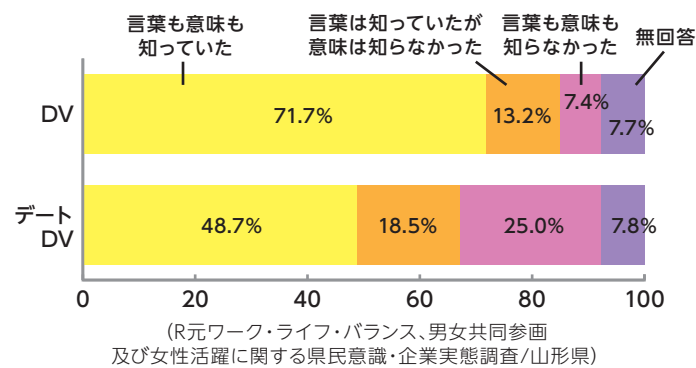
DVって何？

DV（ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」）は、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいい、暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力のみならず、大声で怒鳴るといった精神的暴力、交友関係を制限するといった社会的暴力、生活費を渡さないといった経済的暴力も含まれます。

DVの現状

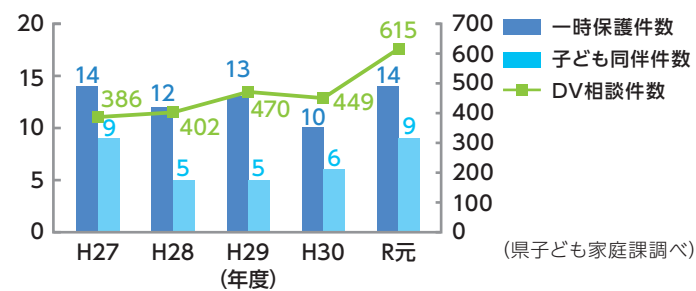
(1) DVの認知度(県民意識調査)

- 「DV」の認知度は84.9%。
- 「デートDV」の認知度は67.2%。



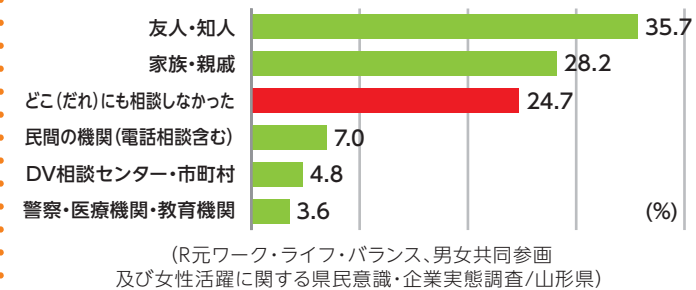
(2) DV相談件数と一時保護件数(県配偶者暴力相談支援センター)

- 本県のDV相談件数(R元)は615件で、前年度比37.0%の増加。
- 直近5年間の一時保護件数は10~14/年で推移し、約半数は子どもを同伴。



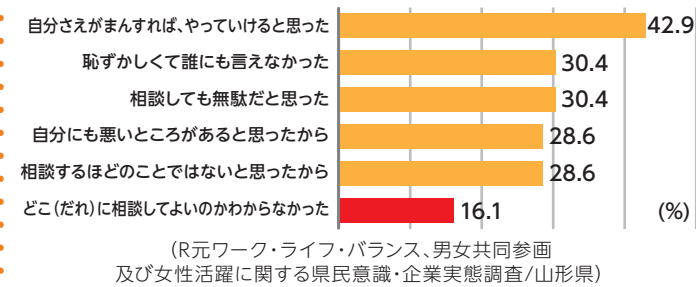
(3) DVを受けた時の相談経験

- 県民意識調査によると、回答者の14.8%にDV被害を受けた経験があり、受けた時の相談先としては、「友人・知人」(35.7%)、「家族・親戚」(28.2%)に次いで、「どこ(だれ)にも相談しなかった」割合(24.7%)が高い。



(4) DVを相談しなかった理由

- 上記(3)で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人の理由については、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が42.9%と最も高い。
- 16.1%が「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから」と回答。



主要な課題

本県の現状を踏まえ、次の5つを主要な課題として、施策を推進します。

1. DV被害を予防する

DVを許さない社会づくりを促進するため、若年層に重点化したDV予防の啓発や人権尊重の意識を高める教育を行う必要があります。

基本の柱Ⅰ

4. 子どもを守る

DV被害者と子どもを適切に保護するため、DV対策と児童虐待防止対策との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅴ

2. 相談につなげる

被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS等相談しやすい相談窓口を整備するとともに相談窓口の周知を強化する必要があります。

基本の柱Ⅱ

3. 当事者に寄り添う

相談から自立支援に至るまで、当事者本位の寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、女性の保護事業の積極的な活用を図るとともに、市町村における計画的なDV支援体制の整備を支援する必要があります。

基本の柱Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ

5. 連携により支援する

DV被害者の多岐にわたる複雑な問題に対応するため、国、市町村、関係機関・団体、NPO等との連携を強化する必要があります。

基本の柱Ⅶ

被害者の立場に立った切れ目のない支援

6つの基本の柱、17の施策の方向に体系化し、今後の方策により被害者の立場に立った切れ目のない支援を実行します。

